

一般財団法人
福岡陸上競技協会

定 款

一般財団法人 福岡陸上競技協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人福岡陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、福岡県の陸上競技界を統轄し、代表する団体として、福岡県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及・振興に関する事。
- (2) 陸上競技選手の強化・育成に関する事、及び福岡県代表選手を選定し派遣する事。
- (3) 福岡県における陸上競技の大会及び記録会を開催する事。
- (4) 陸上競技の講習会の開催及び指導者を養成する事。
- (5) 陸上競技の審判員の資格を付与する事、及びS級審判員候補者を日本陸上競技連盟に推薦する事。
- (6) 陸上競技の検定員候補者を日本陸上競技連盟に推薦する事。
- (7) 陸上競技を研究し、機関誌、刊行物を発行して情報を提供する事。
- (8) その他、当法人の目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 加盟

(日本陸上競技連盟及び福岡県体育協会への加盟)

第5条 当法人は、福岡県の陸上競技界を統轄する唯一の団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟及び公益財団法人福岡県体育協会に加盟する。

2 当法人は、公益財団法人日本陸上競技連盟及び公益財団法人福岡県体育協会が定める加盟金を毎年支払う。

第4章 資産および会計

(設立者及び財産の拠出)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額は以下の通りとする。

所在地	福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビルB2
設立者	福岡陸上競技協会
代表者	河部 浩 幸
代表者住所	福岡市中央区今川1丁目24番8-802号
拠出財産及びその価格	100万円
所在地	東京都渋谷区神南一丁目1番1号
設立者	公益財団法人日本陸上競技連盟
拠出財産及びその価格	200万円

(基本財産)

第7条 当法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産を持って構成する。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って代表理事が管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会において議決に加わることの出来る評議員現在数の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(資産の構成)

第8条 当法人の財産は次の通りとする。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 資産から生ずる収入
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 寄付金品
- ⑤ 補助金及び助成金
- ⑥ その他の収入

(資産の種別)

第9条 当法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
- ① 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - ② 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - ③ 評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第13条 当法人には、評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第6章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員の招集)

第20条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段において議長は評議員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 代表理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人がこれに記名押印しなければならない。

第 7 章 役員

(役員を設置)

第 27 条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 40 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、会長以外の理事のうち、副会長 2 名以内、専務理事 1 名、常務理事 6 名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、職務の執行状況を毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

（役員任期）

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 32 条 理事又は監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

（1）職務上の義務違反その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

第 33 条 代表理事及び業務執行理事が、次の各号の一に該当するときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事をのぞく理事現在数の 3 分の 2 以上の決議により、この職を解くことができる。この場合、理事会で決議する前にその代表理事または業務執行理事に弁明の機会を与えなければならない。

（1）職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

（3）その他前各号に準ずる重要な事由があるとき。

（役員報酬等）

第 34 条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第 8 章 理事会

（構成）

第 35 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他、法令またはこの定款で定める事項

(招集)

第 37 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会が定める順序により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第 44 条 当法人に名誉会長 1 名、若干名の顧問及び参与をおくことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長、副会長及び専務理事等の当法人に貢献のあった者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 4 参与は、理事経験者で秩父宮章受賞者等の当法人に貢献のあった者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 5 名誉会長は代表理事の諮問に応じる。

- 6 顧問及び参与は会長及び理事会の諮問に応じる。
- 7 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払う事ができる。
- 8 顧問及び参与の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

第10章 専門部

(専門部)

- 第45条 当法人の業務遂行のため、理事会の承認を経て専門部を設けることができる。
- 2 この専門部規程は、理事会が別に定める。
 - 3 各専門部に、理事会の推薦により、部長、副部長及び必要に応じて部員を置き、会長が委嘱する。

第11章 特別委員会

(特別委員会)

- 第46条 当法人の業務遂行のため、理事会の承認を経て特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会の規程は、理事会が別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

- 第47条 当法人に、事務を処理するため事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置き、理事会の承認を経て会長が任命する。
 - 3 事務局長及び職員は、有給とする。
 - 4 事務局規定は別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第48条 この定款は評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

- 第49条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

- 第50条 当法人は基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
- 2 解散したときは、残余財産を公益財団法人日本陸上競技連盟に贈与する。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

- 第51条 当法人の公告は電子公告による。
- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第15章 補則

(委任)

- 第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

- 4 当法人の設立時評議員は次の通りとする。

酒井 寛	潮下 肇	中島 幸男	松田 紀文	西村 眞直
久木田英治	瀬口 俊光	丸山 信幸	江崎 浩二	潮 正典
橋本 義秋	山崎 義秋	小柳 邦夫	末藤 芳昭	白石 廣己

- 5 当法人の設立時理事、設立時代代表理事及び監事は次の通りとする。

(1) 設立時理事

河部 浩幸	井上慎一郎	渡邊 和己	秋吉 嶮	浦川 隆弘
中村 達志	安藤 道夫	山根 常靖	福原 治	青木 哲也
松山 一雄	疋田 晃久	村上 泰治	大塚 啓	城田 尚一
中村 久充	八木 雅夫	大神 和彦	内山 泰裕	大音 仁
八尋 大助	大野 康光	古賀 常盤	大淵 博己	凌 拓朗
寺崎 英二	井手 健二	矢野 和子	伊藤 靖之	江口 洋一
手島 徹	廣木 幸一	福島 栄登	保坂 賢治	安藤 政紀
水久保美千男	片峯 隆	平川 収	橋本 忠志	

(2) 設立時代代表理事 河部 浩幸

(3) 設立時監事 吉村 篤 犬塚 政晴

- 6 定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人福岡陸上競技協会の設立のため、設立者福岡陸上競技協会、同公益財団法人日本陸上競技連盟は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成24年12月10日

設立者 福岡陸上競技協会 会長 河部 浩幸

設立者 公益財団法人 日本陸上競技連盟
代表理事 河野 洋平

附則 1 平成26年1月22日より施行

第45条 第2項 専門委員会規定を専門委員会規程に訂正

第46条 第2項 特別委員会の規定を特別委員会の規程に訂正

附則 1 平成26年11月20日より施行

第50条に第2項を追記